

議案第72号

佐野市部及び行政機関等設置条例の改正について

佐野市部及び行政機関等設置条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和4年12月2日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市部及び行政機関等設置条例の一部を改正する条例

佐野市部及び行政機関等設置条例（平成17年佐野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条の表行政経営部の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同表市民生活部の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同項第4号中「交通及び市民生活」を「市民生活及び市民活動」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 気候変動対策に関する事項

第3条の表都市建設部の項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6） 交通政策に関する事項

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

組織機構の再編を実施するため本条例を改正したいので提案するものです。

佐野市部及び行政機関等設置条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(部の事務分掌)</p> <p>第3条 前条に定める部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>行政経営部</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 市民活動の促進に関する事項</u></p> <p><u>(3)～(7)</u> (略)</p> <p>市民生活部</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)・(3)</u> (略)</p> <p><u>(4) 交通及び市民生活に関する事項</u></p> <p><u>(5)・(6)</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>都市建設部</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6)～(8)</u> (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(部の事務分掌)</p> <p>第3条 前条に定める部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>行政経営部</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)～(6)</u> (略)</p> <p>市民生活部</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 気候変動対策に関する事項</u></p> <p><u>(3)・(4)</u> (略)</p> <p><u>(5) 市民生活及び市民活動に関する事項</u></p> <p><u>(6)・(7)</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>都市建設部</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 交通政策に関する事項</u></p> <p><u>(7)～(9)</u> (略)</p> <p>(略)</p>